Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。)

提供先一覧

|]Æ 7 | 旋供兀 ^一 見 | | | | | | | | | |
|-------|--------------------|------------------------------------|--|---|-----------------------|-------------------------|--------------------|---------------|--|--|
| No | 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 | ③提供する情報 | ④提供する情報の 対象となる本人の数 | ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | ⑥提供方法 | ⑦時期・頻度 | | |
| 1 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表1の項 | 臣が行うこととされた健康 | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 | | |
| 2 | 全国健康保険協会 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表2の項 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 | | |
| 3 | 健康保険組合 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表3の項 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 | | |
| 4 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表5の項 | 船員保険法第四条第二項 の規定により厚生労働大 臣が行うこととされた船員 保険に関する事務であっ て主務省令で定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 | | |
| 5 | 全国健康保険協会 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表6の項 | 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 | | |
| 6 | 全国健康保険協会 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表7の項 | 船員保険法による保険給 付又は平成十九年法律第 三十号附則第三十九条 規定によりなお従前の例 によるものとされた平成 内年法律第三十号第の規定による改正前の制 員保険法による保険給付 の支給に関する事務で あって主務省令で定める もの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 | | |

| No | 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 | ③提供する情報 | ④提供する情報の 対象となる本人の数 | ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | ⑥提供方法 | ⑦時期•頻度 |
|----|------------------------|-------------------------------------|--|---|-----------------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 7 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表27の項 | 予防接種法による給付 (同法第十五条第一項の 疾病に係るものに限る。) の支給に関する事務で あって主務省令で定める もの | 介護保険法による 保険給付の支給 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 8 | 都道府県知事 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表38の項 | 精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律による 入院措置に関する事務で あって主務省令で定める もの | 介護保険法による 保険給付の支給 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 9 | 都道府県知事 等 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表42の項 | 生活保護法による保護の 決定及び実施又は徴収金 の徴収に関する事務で あって主務省令で定める もの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネッ トワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 10 | 日本私立学校 振興·共済事業 団 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表56の項 | よる短期給付の支給に関 | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 11 | 国家公務員共済組合 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表65の項 | する事務であって主務省 令で定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 12 | 市町村長又は 国民健康保険 組合 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表69の項 | の徴収に関する事務で あって主務省令で定める | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 13 | 市町村長又は 国民健康保険 組合 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表70の項 | 国民健康保険法による保 険給付の支給に関する事 | 介護保険法による 保険給付の支給 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者 | 情報提供ネッ トワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |

| No | 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 | ③提供する情報 | ④提供する情報の 対象となる本人の数 | ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | ⑥提供方法 | ⑦時期·頻度 |
|----|-----------------|--------------------------------------|--|---|-----------------------|-------------------------|--------------------|---------------|
| 14 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表80の項 | 災害対策基本法による被 災者台帳の作成に関する 事務であって主務省令で 定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 15 | 地方公務員共 済組合 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表83の項 | 地方公務員等共済組合法 による短期給付の支給に 関する事務であって主務 省令で定めるもの | 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 16 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表86の項 | 老人福祉法による福祉の 措置に関する事務であっ て主務省令で定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 17 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表87の項 | 老人福祉法による費用の 徴収に関する事務であっ て主務省令で定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 18 | 後期高齢者医 療広域連合 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表115の項 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 保険給付の支給、 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 19 | 後期高齢者医 療広域連合 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表116の項 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢 者医療給付の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 20 | 都道府県知事 等 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表125の項 | 中国残留邦人等支援給付 等の支給に関する事務で あって主務省令で定める もの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |

| No | 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 | ③提供する情報 | ④提供する情報の 対象となる本人の数 | ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | ⑥提供方法 | ⑦時期·頻度 |
|----|----------------------------------|--------------------------------------|--|---|-----------------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 21 | 都道府県知事 又は広島市長 若しくは長崎市 長 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表128の項 | 原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律による 介護手当の支給に関する 事務であって主務省令で 定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者 | 情報提供ネッ トワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 22 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表131の項 | 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 23 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表132の項 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 24 | | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表137の項 | 感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関 する法律による費用の負 担又は療養費の支給に関 する事務であって主務省 令で定めるもの | | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 25 | 都道府県知事 又は市町村長 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表145の項 | 障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律による自立 支援給付の支給に関する 事務であって主務省令で 定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 26 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表156の項 | 年金生活者支援給付金の 支給に関する法律による 年金生活者支援給付金の 支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の 実施若しくは保険 料の徴収に関する 情報 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |
| 27 | 都道府県知事 | 番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条 の表158の項 | 難病の患者に対する医療 等に関する法律による特 定医療費の支給に関する 事務であって主務省令で 定めるもの | 介護保険法による 保険給付の支給 | 10万人以上100万人 未満 | 介護保険被保険者及び同一世帯に属する 者 | 情報提供ネットワークシス テム | 照会を受けた ら都度 |